平成21年度

健全化判断比率の公表

鉾田市総務部財政課

Tel 0299 - 33 - 2111

1 健全化判断比率の概要

平成19年6月に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律(財政健全化法)」によって、財政健全化にかかる各指標の公表が義務付けられました。それは、従来の財政再建団体制度では、財政破綻に至る前に、自主的に財政健全化を図ることが可能な枠組みがなく、さらに、特別会計や企業会計にいくら赤字があっても財政再建団体とはならず、実態を反映したものではありませんでした。そこで、各指標を算定し、基準を設け、その基準を超える地方公共団体においては、早期健全化計画あるいは財政再生化計画を策定し、早期に改善へ取り組むことになりました。

IΒ

法

《旧制度の課題》

- ・分かりやすい財政状況の開示等が不十分
- ・再建団体の基準しかなく、早期是正機能がない
- ・普通会計を中心にした収支の指標のみで、ストック(負債等) の財政状況に課題があっても対象とならない
- ・公営企業にも早期是正機能がない等の課題

地方財政再建促進特別措置法

赤字団体の申出により、財政再建計画を策定(総務大臣の同意が必要) 赤字比率が5%以上の都道府県、20%以上の市町村は、法に基づく 財政再建を行わなければ建設地方債を発行できない

公営企業もこれに準じた再建制度(地方公営企業法)

財

政

健

全火

法

健全財政

財政悪化

健全段階

指標の整備と情報開示の徹底

- ・フロー指標:実質赤字比率、 連結実質赤字比率、実質公債 費比率
- ・ストック指標:将来負担比率 =公社・三セク等を含めた実 質的負債による指標 監査委員の審査に付し議会に 報告し公表

財政の早期健全化

自主的な改善努力による財政健全化財政健全化(議会の議決)

- ・財政健全化計画の策定(議会の議決) 外部監査の要求の義務付け
- ・実施状況を毎年度議会に報告し公表
- ・早期健全化が著しく困難と認められ るときは、総務大臣又は知事が必要 な勧告

財 政 の 再 生

国等の関与による確実な再生

- ・財政再生計画の策定(議会の議決)、外部監査の要求の義務付け
- ・財政再生計画は、総務大臣に協議し、同意を求めることができる
- 【同意無】災害復旧事業等を除き、地方債の起債を制限
- 【同意有】収支不足額を振り替えるため、償還年限が計画期間内である地方債(再生振替特例債)の起債可
- ・財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、予 算の変更等を勧告

2 鉾田市健全化判断比率結果表

/		実質赤字比率	連結実質赤字 比率	実質公債費比率	将来負担比率
	平成21年度			13.4	118.2
	平成20年度			13.5	141.0
	比較増減			0 . 1	22.8
	早期健全化基準	13.02	18.02	2 5	350.0
	財政再生基準	2 0	4 0	3 5	

	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計		20.0
農業集落排水 事業特別会計		20.0
公共下水道 事業特別会計		20.0

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は算出されないため「」と表記します。

資金不足比率は算出されないため「」と表記します。

- ・鉾田市の健全化比率については、自治体の財政規模に対する元利償還金などの借金の割合を示す「実質公債費比率」が13.4%、前年度比0.1%の減少となりました。主な理由は、合併特例債や臨時財政対策債などの鉾田市にとって有利な起債に特化したこと及び普通交付税と臨時財政対策債の増加が挙げられます。次に、土地開発公社、市出資法人、第3セクターまでを含めた、自治体の財政規模に対する将来負担すべき負債の割合を示す「将来負担比率」は118.2%、前年度比22.8%の減少となりました。主な理由は、基金への積増及び「実質公債費比率」と同様に鉾田市にとって有利な起債に特化したことが挙げられます。両指標ともに、前年度と比較して、改善されました。
- ・鉾田市の資金不足比率及び連結実質赤字比率については、公営企業会計に属する水道事業会計、農業集落排水事業特別会計、公共下水道事業特別会計の3会計において前年度と同様に資金不足がないため算出されません。

3 健全化判断比率等の対象会計

会計分類			会計名称	健全化判断比率等				
一般会計	一般会計等 (普通会計		一般会計	実質赤字比率				
	公営事業会計		国民健康保険特別会計		-			
			介護保険特別会計保険事業勘定					
			介護保険特別会計介護サービス事業勘定		連			
			後期高齢者医療特別会計		結結			
			老人保健特別会計		連結実質赤字比率			
 特別会計		公	水道事業会計		亦字	実		
1333241		営			比率	実質公債費比率		咨
		企			_	債	将	金女
		業	公共下水道事業特別会計			比如	将来負担比率	資金不足比率
		会				平	担比	比率
		計			-		率	
			農業集落排水事業特別会計			=		
			鹿行広域事務組合					
	一部事務組合		後期高齢者医療広域連合					
一部事			茨城県総合事務組合					
			茨城県租税債権管理機構					
			大洗・鉾田・水戸環境組合					
地方独立行政法人			(該当なし)					
地方三公社			鉾田市土地開発公社					
第三セクター等			茨城県信用保証協会					

4 実質公債費比率の算定概要

	算定の内訳	平成19年度	平成20年度	平成21年度
分子	(+) - (+)	1,491,134	1,510,812	1,512,104
	元利償還金	2,147,603	2,117,792	2,125,762
	準元利償還金アーオの合計	550,427	570,548	588,719
	ア 満期一括償還地方債の 1 年当たりの元利償還相当額	0	0	3,333
	イ 公営企業の償還財源に充てた、一般会計の繰出金	460,035	487,909	497,613
	ウ 一部事務組合が借入れた地方債の償還財源に充てた、組合への負担金	90,392	82,639	87,773
	エ 公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出額	0	0	0
	オー時借入金の利子	0	0	0
	特定財源	0	0	0
	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	1,206,896	1,177,528	1,202,377
分母	-	10,876,863	11,165,231	11,414,580
	標準財政規模	12,083,756	12,342,759	12,616,957
3	に質公債費比率 = (+)-(+) - × 100	13.70923	13.53140	13.24713

平成21年度実質公債費比率	(3	カ年平均)
---------------	-----	-------

13.4

5 将来負担比率の算定概要

算定の内訳	平成 2 1 年度	備考
将来負担額 ア~クの合計	33,725,886	
ア 一般会計の地方債残高	19,841,307	
イ 債務負担行為に基づく支出		対象となる債務
予定額	0	負担行為はあり
		ません。
ウ 公営企業債の元金償還に充		
てる、一般会計の繰出の見	9,215,485	
込額		
エ 一部事務組合が借入れた地		
方債の元金償還に充てる、	237,585	
組合への負担金の見込額		
オ 退職手当支給予定額のうち	4,424,107	
一般会計の負担見込額	4,424,107	
カ 設立法人の債務等に対する	7,402	
一般会計の負担見込額	7,402	
キ 連結実質赤字額		全ての会計で実
	0	質赤字はありま
		せん。
ク 一部事務組合の連結実質赤	0	加入している一
字相当額のうち一般会計の		部事務組合に赤
負担見込額		字はありませ
		h.

算定の内訳	平成21年度	備考
充当可能財源等 ケ~サの合計	20,223,753	
ク 充当可能基金:将来負担額に 計上された地方債の償還な どに充てることができる基 金の現在高	5,423,937	
コ 充当可能特定歳入見込額:将 来負担額に計上された地方 債の償還などに充てること ができる特定財源の見込額	126,885	
サ 地方債現在高等に係る基準 財政需要額算入見込額:今 後、普通交付税の算定上、基 準財政需要額に算入される 元利償還金及び準元利償還 金の見込額	14,672,931	
-	11,414,580	
標準財政規模	12,616,957	
元利償還金·準元利償還金に 係る基準財政需要額算入額	1,202,377	

将来負担比率 = - ×100 **118.2**